

令和8年度 人工知能（AI）やナッジ理論等を活用した
特定健診未受診者への受診勧奨通知業務
及び未受診者理由分析調査業務 プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名 令和8年度人工知能（AI）やナッジ理論等を活用した
特定健診未受診者への受診勧奨通知業務及び未受診者理由分析調査業務

(2) 業務目的

令和6年度の特定健康診査の受診率は49.8%であり、国の設定する令和11年度に全保険者の受診率70%という目標値との乖離は大きい。また令和7年度の受診率（見込）は38.6%で伸び悩んでいる状況である。本計画の実現のためには、今までにない受診率向上の試みが必要であり、データを活用した特定健診の未受診者及び継続受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、特定健診受診率の向上を目指す。

また、勧奨後の未受診理由を把握・分析することで今後の受診勧奨事業の効果的な実施に活かす。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 契約期間 委託契約締結日から令和9年3月31日（水）

(5) 委託上限額

7,424,725円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2. 実施形式 公募型プロポーザルにより行います。

3. 受託候補者特定までの流れ

本プロポーザル（以下特記しない限り「本件」という。）は、当該業務の履行の手段や実施体制等を総合して最も優れた能力のある候補者を特定するための手続きであり、当該業務の受託希望者を公募により募集し、参加資格、企画及び実施体制等について、本件実施のため予め定めた審査項目、評価基準、選定方法に基づき審査し、受託候補者を1者特定します。

なお、本件の実施に関する事務は、下記5.(1)の担当部署が行います。

4. 参加資格

申込時において、以下に掲げる要件をすべて満たしていること。

なお、申込みにおいて提出された書類の記載事項に虚偽があった場合は、直ちに参加資格を失うものとします。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマークの付与を取得しており、個人情報の危機管理における万全の保護体制を構築していること。
- (3) 直近過去3年間（令和5年度～令和7年度）において、レセプトなどの医療情報を扱う地方自治体での同種事業の実績があること。
- (4) LGWAN（総合行政ネットワーク）を通じて健診結果データ及びレセプトデータ等の送受が可能なこと。
- (5) 市税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
次のいずれかの申立て又は決定を受けていないこと。
ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て又は決定
イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は決定
ウ 破産法に基づく破産手続開始の申立て
- (6) 本件参加資格審査の実施日において、小松市の競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 小松市暴力団排除条例（平成24年小松市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、並びに法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、法人に対しその者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者があるもの及び暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。
- (8) 前号に規定する者と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 前2号に掲げるもののほか公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体又は当該団体に属する者でないこと。

5. 募集方法

- (1) 担当部署及び問い合わせ先
〒923-8650 小松市小馬出町91番地 小松市役所1階
健康福祉部 いきいき健康課課（担当：安川）
電話 0761-24-8056 ファクス 0761-23-6401
電子メールアドレス kenkouka@city.komatsu.lg.jp
- (2) 参加表明・実施要領の配布及びダウンロード

本業務に参加する意思のある者（以下「事業者」という。）は、下記のとおり必要書類を提出してください。

ア 受付期間 令和8年3月13日（金）から令和8年4月2日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 実施要領等の配布場所及び参加表明の受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、小松市ホームページ内「プロポーザル情報」
(<https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1037/oshirase/18474.html>)からもダウンロード
できます。

ウ 必要書類 各1部

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 法人等の概要が分かる資料（パンフレット等）及び法人等組織図（受託業務担当
部門が分かるもの）
- ③ 類似業務の実績（様式2）
- ④ 市税、消費税又は地方消費税に滞納がないことを証する書類

※小松市における競争入札参加資格を有する場合又は小松市内に所在（本店、支店等）
がなく納税義務を有していない場合は、④の書類は省略することができます。

エ 提出先 上記(1)の担当部署と同じ。

オ 提出方法 持参、電子メール又は郵送（受付期間内必着）

(3) 参加資格有無の確認及び通知

実施要領に基づき事業者の参加資格を確認し、参加表明のあった全ての事業者に対し
て、令和8年4月7日（火）までに参加資格確認結果通知書により通知するとともに、
電子メールにて連絡します。

なお、参加資格要件を満たさないと判断された事業者は、その理由について令和8年
4月10日（金）までに書面（任意様式）を持参、郵送、ファクス又は電子メールによ
り提出し、説明を求めることができます。

また、募集を行った結果、参加表明を行った者が1者であった場合は、本件手続きを
中止することがあります。

6. 質問及び回答

(1) 参加資格に関する質問

ア 受付期間 令和8年3月13日（金）から令和8年3月19日（木）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後17時まで）

イ 質問方法 質疑のある事業者は、質問書（様式3。ただし、質問事項、会社名、
連絡先、出席者名、件名「〇〇〇業務の参加資格に関する質問」を明
記してください。）を作成し、上記5.(1)の担当部署に提出してくださ

い。(電子メール又はファクス可、ただし着信確認の電話を行ってください。)

ウ 回答日時 質問があった場合にその都度回答を行う。

エ 回答方法 上記5.(2)イに記載の市ホームページに掲載し、個別回答はしません。

(2) 企画提案に関する質問

ア 受付期間 令和8年3月13日(金)から令和8年4月10日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

イ 質問方法 質疑のある事業者は、企画提案に関する質問書(様式4)を作成し、
上記5.(1)の担当部署に提出してください。(電子メール又はファクス
可、ただし着信確認の電話を行ってください。)

ウ 回答日時 質問があった場合にその都度回答を行う。

エ 回答方法 上記(1)エの回答方法と同じ。

7. 企画提案書等の作成及び提出

上記5.(3)による参加資格有無の確認の結果、参加資格要件を満たすとされた事業者は、
下記のとおり必要書類を提出してください。

(1) 受付期間 令和8年4月7日(火)から令和8年4月17日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

(2) 必要書類

下記①～⑧の書類一式を、正本1部、副本9部(複写可)及び電子媒体で提出すること。

- ① 企画提案書表紙(様式5)
- ② 企画提案書本文
- ③ 会社概要(任意様式)
- ④ 本業務工程表(任意様式)
- ⑤ 過去の同種・類似の受託実績(様式2)
- ⑥ プレゼンテーション資料(任意様式)
- ⑦ 参考見積書(様式6)
- ⑧ 参考見積内訳書(任意様式)

(3) 提出先 上記5.(1)の担当部署と同じ。

(4) 提出方法 持参、電子メール又は郵送(受付期間内必着)

(5) 企画提案書作成上の留意事項

ア 要点を押さえてわかりやすく的確に記載してください。専門的な用語については、

必要に応じて具体的な説明を加えてください。

- イ 企画提案書は、日本産業規格によるA4縦型（A3の場合は折り込むこと）、文字サイズ12ポイント以上、両面印刷、長辺綴じで作成し、総ページ数は表紙を含めて30ページ以内としてください。
- ウ 過去に作成、あるいは今回案として作成した勸奨通知やリーフレット等がある場合は、記載してもいいですが、A4判に記載可能な範囲としてください。
- エ その他案において、アピールしたいポイントや重点等が分かるように記述してください。
- オ 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないでください。

(6) 企画提案書等の取扱い

- ア 提出された企画提案書その他提案の必要書類及び制作物等（以下「企画提案書等」という。）は、本件手続きにおける契約の相手方の候補者の特定以外の目的では使用しません。ただし、情報開示請求があった場合は、下記 11. 情報の公表及び公開に記載のとおり、小松市情報公開条例（令和5年小松市条例第3号）に基づき取り扱うこととします。
- イ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属します。
- ウ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとしてとします。

8. 審査方法

令和8年度 特定健診未受診者への受診勸奨通知業務及び未受診者理由分析調査業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置し、企画提案書類等の審査及びプレゼンテーション審査を行います。

(1) 審査方法

審査委員は、事業者から提出された企画提案書等の審査及び事業者からのプレゼンテーションを受けて、企画提案内容を総合的に評価します。

(2) 一次審査（書類審査）

参加資格を満たすと判断された事業者が4事業者以上であった場合、提出された企画提案書等をもとに内部で書類審査を行い、次のプレゼンテーション審査の対象となる3事業者（場合によっては3事業者程度）を選定します。なお、参加資格を満たすと判断された事業者が4社未満の場合は、一次審査を実施せずに二次審査に進むこととします。

(3) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した上位3事業者（参加資格を満たすと判断された事業者が4社未満であった場合は、参加資格を満たす業者全員）に対して、プレゼンテーション審査を実

施します。1社につき30分以内（説明20分以内、質疑5～10分程度）

ア 開催日時 令和8年5月14日（木）午後1時00分から（予定）

イ 開催場所 小松市役所 会議室（予定）

※開催についての詳細（実施時間、資料、使用機材及び開始時間等）は、別途対象となる事業者へ通知します。なお、プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とします。

ウ 審査項目及び評価基準

審査会において、次の審査項目により評価を行います。なお、本評価の合計点は、100点とします。

審査項目	評価内容			配点
基本の方針等	業務の目的と期待する効果を理解し、その実現に有効なコンセプト、構成になっているか			5
業務実施内容	データ分析業務について	分析	健診対象者を分析・抽出し、勧奨すべき対象者を特定し、受診率向上が期待できる根拠が示された分析となっているか	15
		グループ分け	対象者の健康意識に基づいて、特徴別にグループ分けができる想定となっているか	5
	通知による受診勧奨業務について	通知内容	通知物の内容は、ナッジ理論など受診率向上に係る科学的根拠に基づくものとなっているか	15
		通知デザイン	勧奨通知物は、見やすくわかりやすいデザインであり、受診率向上に効果的なものになっているのか	15
		通知適合性	受診勧奨対象者のグループ分類に応じ、根拠を持って通知物の内容を変えているか	5
	受診勧奨の結果報告	効果分析について、公衆衛生の知見や全国比較などの様々な視点をういた結果報告となっており、課題や改善策の提示が期待できる提案となっているか		10
	未受診者理由把握・分析業務について	分析	未受診者理由を把握・分析し、当市における課題を抽出し、改善策の提示が期待できる提案となっているか	10

業務実施スケジュール	業務全体の具体的なスケジュールが記載されており、効率的かつ効果的に事業の実施ができるような工夫がなされているか	5
業務実施体制	業務を継続的に的確・迅速に遂行するために必要な人員・技術を有しているか	5
	事業者ならではの強みを生かした、受診率向上に資する付帯的な協力を提供できているか	
個人情報管理体制	個人情報保護及び守秘義務の遵守等セキュリティ対策が十分にとられているか	5
	事故があった場合等の危機管理対応等が適切に整っているか	
業務実績	国・自治体の業務において、当該業務に同種又は類似する業務を受託した実績があるか	5
	類似の受診勧奨業務又は同種同業務の受診勧奨業務を行い、受診率を向上させた実績があるか	

(4) 選定方法

ア 一次審査（書類審査）は、企画提案書をもとに内部で評価の高い提案の3社を選定し、選定した票数の合計により事業者の順位を決定し、それをもとに内部審議を行った上で決定します。

イ 二次審査（プレゼンテーション審査）は、(3) ウで定める審査項目及び審査基準をもとに各委員が得点評価し、評価の高い者から事業者の順位を定めるものとします。なお、評価得点の合計が同点の場合は、委員会において総合的に評価・審議し順位を定めるものとします。

ウ 受託候補者特定後、上位の事業者が辞退又は失格となったときは、下位の事業者の順位を繰り上げて、順位を定めるものとします。

(5) 最低基準

二次審査の受託候補者の特定に当たっては、評価に最低基準を設け、事業者の評価が、最低基準50点（満点の5割）に満たないときは、当該事業者を候補者として特定しません。

9. 審査結果の通知・公表

受託候補者特定後、審査の対象となった全ての事業者に対して、令和8年5月15日（金）までに審査結果通知書により通知するとともに、電子メールにて連絡します。

なお、非選定となった事業者は、その理由について令和8年5月19日（火）午後5時までに書面（任意様式）を持参、郵送、ファクス又は電子メールにより提出し、説明を求めることができます。

また、参加表明のあった事業者名、審査結果（特定された候補者名、審査項目、配点及

び各提案者の評点、審査会議事録)について、上記5.(2)イに記載の市ホームページにおいて公表します。

10. 情報の公表及び公開

(1) 基本方針

小松市情報公開条例(令和5年小松市条例第3号)に基づき、市政情報は原則公開とされていることから、本件についても、当該条例の規定を基準として情報の公表及び公開を行います。ただし、同条例6条第1項第2号及び第3号において、個人情報、及び法人その他の団体に関する情報を公にすることで法人等の事業活動上の正当な利益を害するものについては、非公開として取り扱います。

(2) 公表の内容、方法など

本件の募集に関する情報及び審査結果等は、上記5.(2)イに記載の市ホームページにおいて、適時公表します。なお、公表期間は選定結果等公表の日から1年間とします。

11. 実施日程

日時	内容
令和8年 3月13日(金)	募集公告、市ホームページへの掲載、実施要領の配布開始、 参加資格に関する質問受付開始、企画提案に関する質問受付開始 ※参加資格及び企画提案に関する質問はその都度回答を行う
3月19日(木)	参加資格に関する質問受付期限(午後5時)
4月2日(木)	参加表明書提出期限(午後5時)
4月7日(火)	参加資格確認結果の通知
4月10日(金)	参加資格結果に対する質問受付期限(午後5時) 企画提案に関する質問受付期限(午後5時)
4月17日(金)	企画提案書提出期限(午後5時)
4月20日(月)〈予定〉	一次審査〈書類審査〉 (※一次審査は、4事業者以上応募があった場合に実施)
4月22日(水)〈予定〉	(※実施の場合)一次審査結果の通知
4月24日(金)〈予定〉	(※実施の場合)一次審査結果に対する質問受付期限(午後5時)
4月28日(火)〈予定〉	(※実施の場合)一次審査結果に対する質問への回答
5月14日(木)	二次審査〈プレゼンテーション審査〉
5月18日(月)	二次審査に関する選定結果の通知
5月22日(金)	二次審査に対する質問受付期限(午後5時)
5月27日(水)	二次審査に対する質問への回答
5月下旬~6月上旬〈予定〉	業務委託の契約締結

12. その他の留意事項

(1) 提出書類等の取扱い

ア 提案は、1事業者につき1件とします。

イ 本プロポーザルに関して提出された書類等（以下「提出書類等」という。）は、原則として追加・変更を認めません。ただし、市が認めた場合はこの限りではなく、市は提出書類等の追加提出・変更を求めることができるものとします。

ウ 提出書類等は、理由の如何に関わらず返却しません。

エ 提出書類等は、受託候補者特定の作業に必要な範囲で複製をすることがあります。

オ 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。

(2) 必要経費の負担

本件の参加に際して要した費用は、事業者の負担とします。

(3) 参加の辞退

本件の申込後に参加を辞退する場合は、速やかに上記5.(1)の担当部署に電話連絡の上、参加辞退届（様式任意。ただし、事業者名及び代表者名並びに担当者名を明記してください。）を作成し、当該担当部署に提出してください。

(4) 失格事項

以下に掲げるいずれかに該当することが判明した時点で、本件の参加を無効とします。

ア 上記4.の参加資格に記載した要件を満たしていない、又は受託候補者の特定までに当該要件を満たさなくなった場合

イ 提出書類等が提出期限後に到達した場合。ただし、勘案すべき正当な理由があった場合にはこの限りではありません。

ウ 提出書類等に著しい不備があった場合（必要事項が未記入のもの等）、又は提出書類等の内容、事業者からの回答・報告等に虚偽の記載又は内容があった場合

エ 書類の提出、回答・報告等、市の必要と認める事項を正当な理由なく拒否した場合

オ 参考見積書が見積限度額を超える又は参考見積書と内訳書の金額が一致しない場合

カ 談合その他の不正行為、審査の透明性・公平性を損なう行為があったと認められる場合

キ 上記事項に掲げるもののほか、適正な事務手続等ができないものと認められる場合

(5) 契約に関する事項

ア 本プロポーザルは、当該業務の履行の手段や実施体制等を総合して最も優れた能力のある候補者を特定するものであり、提案された企画自体の採用及び契約の締結を担

保するものではありません。

- イ 受託候補者を特定後、双方協議の上、業務の詳細についての仕様書及び契約金額を定めるものとします。
- ウ 当該事業を実施する上で、市が提案する仕様の変更を余儀なくされる場合は、双方の協議により定めることができるものとします。
- エ 受託候補者の特定以後に上記4. の参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないことがあります。
- オ 本プロポーザルは、小松市令和8年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務です。したがって小松市議会において当初予算が否決された場合は、委託契約は締結しないものとします。なお、契約しなかった場合においても、応募者が本業務を実施するために支出した費用（準備行為も含む。）、提供した知見の対価等については、一切補償しません。

以上